

令和8年3月2日

お客様各位

信用組合愛知商銀

商業手形の割引の取扱い終了に関するお知らせ

平素より信用組合愛知商銀をご利用いただき、誠にありがとうございます。
2021年6月に政府が公表した2026年度末までの手形・小切手の全面的な電子化の方針を受けて、金融界では各種取り組みを進めております。

これらの状況を踏まえて、下記の通り商業手形割引の取扱いを終了いたしますのでお知らせいたします。

今後も、組合員の皆様に貢献できる商品・サービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 内容（2027年4月1日以降を期日とする商業手形の手形割引の受付停止）

2027年4月1日以降を期日とする紙の商業手形について、手形割引の受付を停止致します。2027年3月末までを期日とする紙の商業手形については2026年12月末まで受付いたします。

2. 代替サービスについて

電子記録債権（でんさい）については従来どおり割引を受付いたします。2027年4月1日以降、割引を利用されたい場合は電子記録債権の利用をご検討ください。

当組合における電子記録債権の利用開始をご希望の場合は、お手数ですが取扱店までご連絡ください。

※なおサービスのお申込み受付にあたっては、紙の商業手形の割引・電子記録債権の利用開始および割引いずれも当組合所定の審査がございます。

【本件に関するお問い合わせ】

お取引店までお問合せください